



●健康づくり課 kenkou@city.ishikari.hokkaido.jp
●子ども家庭課 k-katei@city.ishikari.hokkaido.jp

●子ども相談センター k-soudan@city.ishikari.hokkaido.jp

予防接種(集団)後期日程

BCG接種	
対象 3~6カ月	10月18日・11月15日・12月13日
受付時間 12:30~13:00	1月17日・2月21日・3月14日
※4カ月児健診と同日実施	※いずれも水曜
ポリオ投与(小児まひ生ワクチン)	
対象 3カ月~90カ月未満 (望ましい時期は18カ月まで)	9月12日(火)・9月21日(木) 9月26日(火)・10月5日(木)
受付時間 12:30~13:00	10月10日(火)・10月19日(木)
※6週間以上の間隔を空けて2回服用 4・5月に受けたら2回目は9・10月に受けましょう	
※追加接種(成人対象=昭和50年から昭和52年生まれの方のみ) 1回のみ投与 費用2,000円 ポリオ該当のお子さんがある場合は上記日程で一緒に接種してください(大人だけでも接種可)。	

※BCG接種は、6カ月を越え
ると公費で受けることができな
くなります。受けられない事情があ
る方は早めにご相談ください

場所 りんくる

問合せ 健康づくり課
☎72・6124

子育て広場・離乳食教室

親子遊びの紹介や絵本の読み
聞かせ、座談会を開催。3回目
は離乳食教室です(試食有り)。
対象 5~7カ月のお子さん
と保護者

日時 9月25日・10月2日・16日

(すべて月曜)13時30分~15時

場所 りんくる

定員 20組(先着順)
持ち物 バスタオル・ミルク・
おむつなど普段出かけるときの
持ち物・母子手帳

そのほか 託児希望の方は申し
込み時に要相談

申込締切 9月20日(水)

申込・問合せ 健康づくり課
☎72・3124

ひとり親家庭ヘルパー派遣

母子・父子・寡婦^か家庭で、保護
者の就職活動や傷病などのため
一時的に日常生活を営むのに支
障がある場合にヘルパーを派遣
して必要な家事や保育などを支
援します(利用希望者は事前に
登録申請が必要)。所得状況に
より利用者負担金があります。
申込・問合せ 子ども相談セン
ター ☎72・3195

**児童手当の
手続きを忘れず!**

平成18年4月以降、手続きをし
ていないために手当を受給し
ていない方は、申請手続きをし
てください。児童手当法の改正に
より、支給対象年齢が小学校第
3学年修了前(9歳)から小学
校修了前(12歳)まで拡大とな
るとともに、所得制限額が引き
上げられました。この改正に伴

う新規請求などは、9月29日(金)
まで受け付けしたものに限り、
特例的に平成18年4月1日(ま
たは支給要件に該当した日)にさ
かのぼって支給されます。

10月1日以降に手続きをした
場合は、その翌月分からの支給
になりますのでご注意ください。

問合せ 子ども家庭課 ☎72・
3128 厚田支所市民福祉課
☎78・1033 浜益支所市民
福祉課 ☎79・2112

健康・福祉

街頭献血

日時・場所 ①9月1日(金)10時
~16時30分 ビッグハウス花川
店 ②9月4日(月)10時~11時
厚田総合センター/14時30分~
15時30分 浜益支所 ③9月11
日(月)12時30分~17時 コープ
さつぽろいしかり店

問合せ 市献血推進協議会
☎72・3127



おはよう太極拳

市内の太極拳サークルのメン

バーが早朝太極拳を行っていま
す。簡単な運動で、誰でもでき
ます。ぜひご参加ください。費
用無料。雨天中止。

日時 9月2日(土)・10月7日(土)
6時30分

場所 紅葉山公園(花川北2・3)

問合せ 健康づくり課
☎72・7012

**言語障がい者の
介護者交流会**

言語障がい(失語症など)の
方の介護者対象の交流会です。

日時 9月5日(火)13時20分~15時

場所 りんくる

申込締切 9月4日(月) ※ご本
人を置いて出席できない方はご
相談ください

申込・問合せ 健康づくり課
☎72・3124

救急医療教室

救急医療に対する関心を深め、
その大切さを学びましょう。

日時 9月7日(木)18時20分~
20時40分

場所 りんくる

内容 特別講演
札幌医科大学教授 浅井康文氏
実技指導 石狩消防署救急隊員

申込・問合せ (社)石狩医師会
☎72・7711

認知症を学び、地域で支えよう!

認知症(痴呆、ぼけなどと呼ばれていました)は、誰にでも起こりうる
脳の病気です。現在の患者は160万人で、20年後には倍増するとい
われています。認知症の人を理解し、支援する
一。そんな「認知症サポーター」が地域に数多
くいれば、たとえ認知症になっても安心して暮
らせるようになります。

あなたにもできることがあります。まず、認知
症を自分の問題としてとらえ、正しく理解しましょう。



【勉強会を出前します】 皆さんで、認知症について
勉強してみませんか。講師を出前します。町内会・高
齢者クラブ・学校・職場・サークル・お友達同士など。少
人数でも構いません。興味のある方は連絡してください。
★9月28日(木)紅南小学校の6年生を対象に勉強会を
開催予定

●申込・問合せ 地域包括支援センター ☎75-6677
✉c-houkatsu@city.ishikari.hokkaido.jp



機能アップコース

マット運動を中心とした機能アップコースを開催します。
対象 脳卒中後遺症・難病などで身体に障がいを持ちながら在宅で生活している方

日時 9月26日・10月3日・10日・17日・24日・31日・11月7日・14日(すべて火曜) 10時～11時30分(全8回)

場所 りんくる

内容 寝返り・起き上がりなどの日常生活動作訓練

そのほか 医療機関や訪問等で定期的な訓練を継続している方は参加できません
申込・問合せ 健康づくり課

納期限までに納付を!!

納期限を過ぎると年14.6%の延滞金が掛かります。納付が困難な方、分割納付を希望される方はご連絡ください。連絡も納付もない場合は、預貯金、給与、不動産などを調査し、差押を実施することがありますのでご注意ください。

平日の日中に納付できない方は時間外納付・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

9月の納期限

固定資産・都市計画税 (第3期)納期限	国民健康保険税 (第4期)納期限	上下水道使用料 (8月分)納期限
10月2日(月)	10月2日(月)	9月11日(月)

9月の時間外納付・相談窓口

(開設日) 24日(日)10:00～15:00 28日(木)17:15～20:00

(開設窓口)

市税関係……………納税課(1階) ☎72-3118
国民健康保険税…国民健康保険課(1階) ☎72-3123
上下水道使用料…業務課(2階) ☎72-3133

※厚田・浜益支所では時間外の窓口を開設していませんので、ご注意ください。

市税等の納付には便利な口座振替をご利用ください

☎72・7012



骨の健康相談

超音波で骨密度を測定します。
※医療機関での測定と若干誤差があります

対象 18歳以上の女性

日時 9月28日(木)10時～11時

30分(時間予約制)

場所 りんくる

定員 20人(先着順)

申込・問合せ 健康づくり課

☎72・3124

認知症者の介護者交流会

認知症(痴呆)の介護方法や対応について、経験談などを話し合う集いです。

介護予定のある方も参加できます。

対象 認知症状のある方を介護(予定)しているご家族の方

日時 9月28日(木)10時～11時

30分

場所 りんくる

申込締切 9月27日(水) ※ご本人をおいて出席できない方はご相談ください

申込・問合せ 健康づくり課

☎72・3124

補装具・日常生活用具 給付制度の変更

身体障害者手帳などをお持ちの方の補装具(車いす・補聴器など)・日常生活用具給付事業(入浴補助用具・特殊寝台など)については、これまで世帯の課税状況によって自己負担額が設定されてきましたが、10月からは障害者自立支援法に基づき、原則1割負担となります。課税状況によっては負担額が増える場合がありますので、申請を検討されている方は早めにお問い合わせください(ストマ用具の申請を継続している方については8月中旬に個別案内を送付)。

これまで精神障害者保健福祉手帳は写真を張らずに交付されていましたが、ご本人の希望により顔写真を添付しての交付が選択できるようになりました。

なお、精神障害者保健福祉手帳に顔写真が張られても、現在のところ、石狩管内でバス等公共交通の割引を実施する予定はありません。あらかじめご了承ください。

問合せ 福祉生活課

☎72・3194

問合せ 福祉生活課
☎72・3194

精神障害者保健福祉手帳の変更

動物愛護週間



動物愛護法では、命ある動物への愛情を深め、最後まで責任ある飼い方を理解してもらうよう、9月20日から26日までを動物愛護週間と定めています。犬や猫などのペットを飼っている、いないにかかわらず、これを機会に身近な動物について考えてみませんか。

●小さな命の大切さを考えよう!

犬・猫や小鳥も私たちと同じ大切な命をもっている生き物です。動物を愛するという事は命の尊さを知ること。どんな動物だって懸命に生きている。このことをいつも忘れないでください。身近な動物たちを慈しむ心は、家族や友人を大切にすることを育むのです。

●最後まで責任を持って、ペットをかわいがって!

かわいがっていた犬・猫を飼い主の勝手な都合で捨ててしまう人がいます。捨てられてしまった動物たちの気持ちを考えるととても悲しくなります。一度飼い始めたペットの面倒を最後までみることは、飼い主の当然の責任です。ペットを飼いたいと思ったときは、本当に最後まで責任をもって面倒をみる事ができるか、家族とよく相談する必要があります。

●しつけも大切!

ペットを飼うときは、ただかわいがるだけでなく、他人に迷惑を掛けないように、きちんとしつけをすることが大切です。飼っている犬や猫が屋外でふんをしたり、吠えたりしたときは飼い主がきちんと後始末をしなければいけないルールがあります。マナーを守って楽しくペットと付き合しましょう。

●ペットを傷つけないで!

ペットをみだりに殺したり傷つけた場合は100万円、虐待は50万円、捨てた場合は30万円以下の罰金に処せられます。

●ワンちゃんバンク

やむを得ない事情でどうしても飼えなくなった場合、市がその犬や猫の情報と飼いたいと思っている方の意向を把握しておき、新しい飼い主さん探しのお手伝いをする事で、不幸な犬や猫をなくすのが「ワンちゃん・バンク」です。詳細は市HPをご覧ください。

圃環境課 ☎72-3240
✉kankyou@city.ishikari.hokkaido.jp